3　文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4　認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5　文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6　前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7　第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

8　第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9　前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

（地価税法施行令の一部改正）

第二条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第二号ロ中「が文化財保護法第百九十条第一項」を「（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この号において同じ。）が同法第百九十条第一項又は第二項」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「が行う」を「（当該認定町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該認定町村の長。以下この条において同じ。）が行う」に改め、同項第一号中「（昭和二十五年法律第二百十四号）」を削り、同条第二項中「都道府県の教育委員会」の下に「（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。第五項において同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の項中「事務」の下に「並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているもの」を加える。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十九号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十条第二項及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第二級総合無線通信士の項二号に次のように加える。

ホ　受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

第三条第一項の表第三級総合無線通信士の項第二号ハを次のように改める。

ハ　次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1)　受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備

(2)　レーダー

第三条第一項の表第二級陸上特殊無線技士の項第一号中ハをニとし、同号ロ中「イ」を「ロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号中イをロとし、その前に次のように加える。

イ　受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備

第三条第二項中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「次号及び第六号」を「第七号及び第八号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五　受信障害対策中継放送局　受信障害対策中継放送（法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。次号において同じ。）をする無線局をいう。

六　特定市区町村放送局　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第八十五条第一号に規定する市区町村放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号に規定する地上基幹放送であるものに限り、受信障害対策中継放送であるもの及び同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。）をする無線局をいう。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百五条（第百二十三条及び第百三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月三十日

文部科学大臣　柴山　昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条第二項中「百二十時間」を「六十時間」に改める。

附　則

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　改正後の学校教育法施行規則第百六十四条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に講習又は授業が開始される特別の課程から適用する。